



# 目黒区立第十中学校

P T A 規約・細則・慶弔規定



# 目黒区立第十中学校PTA規約

## 第1章 名称・目的

第1条 この会は、目黒区立第十中学校PTAといい、事務所を同校におく。

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して生徒の健全な成長をはかり、あわせて会員の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

## 第2章 活動・方針

第3条 この会は、会員の民主的教育に対する理解を深め、教育的民主団体として活動する。

第4条 この会は、目的を達成するために必要な活動をするとともに、生徒の生活と学力の向上に努力する。

第5条 この会は、営利・宗派・政党そのほか、この会の本来の事業と違ったことを目的としている団体やその事業とは、いかなる関係をもってはならない。

## 第3章 会員

第6条 この会の会員になることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 同校に在籍する生徒の父母またはこれにかわる保護者（以下「保護者」という）
- (2) 同校に勤務する教員・事務主事および栄養職員（以下「教職員」という）

## 第4章 経理

第7条 この会の運営経費は、会費その他の収入をもって充当する。

- (1) この会の会員は、本会規定の会費を納入する。

第8条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員

第10条 この会の役員とその職務は、次のとおりである。

- (1) 会長 1名（保護者）  
この会を代表し、総会および各種委員会・部会を招集する。
- (2) 副会長 4名まで（保護者2名または3名と教職員1名）  
会長を補佐し、かつ必要に応じて会長の職務を代行する。
- (3) 書記 3名（保護者2名と教職員1名）  
記録および庶務を行う。
- (4) 会計 3名（保護者2名と教職員1名）  
経理事務の処理、総会に決算報告を行う。

## 第6章 組織・機関

第11条 本会の事業を行うため、本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 委員総会
- (3) 実行委員会
- (4) 各種部会
- (5) 特別委員会

第12条 総会

- 1 総会は、全会員で構成され、この会の最高議決機関である。

- 2 総会は、次の事項を決議する。
  - (1) 事業報告の承認
  - (2) 会計監査を経た決算報告の承認
  - (3) 役員と会計監査の選任
  - (4) 事業計画の議決
  - (5) 予算の議決
  - (6) その他この会の運営上の重要事項
- 3 定時総会は、5月・3月に開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。  
また、総会は参集を必須としない。状況により書面にて議事を諮る事ができる。
- 4 総会は全会員の3分の1（委任状を含む）の出席で成立する。  
議決は出席者の半数以上の賛成とする。  
書面開催となった場合、全会員の3分の1の回答で総会は成立し、議決は回答者の半数以上の賛成とする。

#### 第13条 委員総会

- (1) 委員総会は、役員および学級委員・特別委員をもって構成する。
- (2) 学級委員は、各学年に学級ごと3名に相当する数を選出する。ただし学年部員はクラスに1名選出とする。また、生徒数や状況により学級委員の選出数を調節することができる。
- (3) 委員総会の任務は、次のとおりである。
  - イ、第15条および第16条に掲げる各部、各委員会の活動計画と実施を承認する。
  - ロ、総会に提出する議案の審議
  - ハ、総会に次ぐ審議機関とする。二、議決は過半数をもってとする。

#### 第14条 実行委員会

- (1) 実行委員会は、役員と学年部長・副部長2名（各学年代表）、生活校外部長、広報部長で構成する。
- (2) 実行委員会は、この会の運営に必要な事項を処理する。
- (3) この委員会は、過半数で成立する。

#### 第15条 各種部会

- 1 この会に次の部会をおく。
  - (1) 学年部
  - (2) 生活校外部
  - (3) 広報部
- 2 各部の部員は、学級委員をもって充当する。部長、副部長は互選とする。  
ただし、学年部は、部長1名・副部長2名を各学年代表より互選とする。
- 3 生活校外部には、地区世話人をおくことができる。世話人は担当地区の世話をする。

#### 第16条 特別委員会

委員総会の議決に基づき特別委員会を設けることができる。

- (1) 選考委員会（1・2学年にクラス数と同数名、委員長・副委員長は互選する）
- (2) 卒業対策委員会（3年生各クラス1～2名、委員長・副委員長は互選する）
- (3) 家庭教育委員会（令和6年度より活動休止）

### 第7章 会計監査

第17条 会計監査の構成と任務は次のとおりとする。

- (1) 会計監査は、保護者3名で構成し、他の役につくことはできない。
- (2) 会計監査は、その年度の会計監査を行う。
- (3) 会計監査は、必要のある場合、いつでも監査を行うことができる。

## 第8章 役員を選考

第18条 この会の役員と会計監査の候補は、次年度全会員から次の方法によって選考される。

### 1 選考委員の構成と任務

- (1) 候補者の選考のため、選考委員会を組織する。
- (2) 選考委員会は、役員（保護者1名または2名、教職員1名）および各1・2学年にクラス数と同数名で構成する。
- (3) 選考委員会は、全会員に向けて、役員・会計監査の立候補、および候補者の推薦を求める。
- (4) 選考委員会は、会議のうえ、各々の役員および会計監査について候補者を選考する。
- (5) 選考委員会は、候補者の氏名を発表する前に被選考者の同意を得なければならない。
- (6) 選考委員会は、候補者の氏名を総会の10日前までに全会員に知らせる。

### 2 選挙管理委員会の構成と任務

- (1) 選挙管理委員会は、候補者が定数を超え、選挙の必要が生じた場合発足する。
- (2) 選挙管理委員会は、実行委員会が任命する各学年保護者1名および教職員1名で構成する。
- (3) 選挙管理委員会は、選挙の10日前までに全会員に向けて、立候補者の公示をする。
- (4) 選挙は、総会の出席者の投票による。

第19条 前条の方法によって選考された候補者は、総会の承認を受けて就任する。

第20条 この会の役員と委員の任期は1年とし、役員は留年することを妨げない。  
尚、補欠により就任した場合は前任者の残任期間とする。

## 第9章 校長・顧問

### 第21条

- (1) 校長は、各会合に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決権を持たない。
- (2) この会は、会員外に顧問を置くことができる。ただし、顧問は議決権を持たない。  
役員は、必要に応じて顧問に協力を要請することができる。

## 第10章 規則・細則

### 第22条

- (1) この会の運営について必要な個人情報の取得、利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用する。
- (2) この会の運営について必要な細則は、この規約に反しない限り実行委員会が決めて総会に報告する。

## 第11章 改正

第23条 この規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。  
改正案は、総会の5日前までに全会員に知らせなければならない。

### 付則

- 1 この規約は、昭和63年3月14日から施行する。
- 2 この改正規約は、平成10年3月7日から施行する。
- 3 この改正規約は、平成11年5月25日から施行する。
- 4 この改正規約は、平成12年5月29日から施行する。
- 5 この改正規約は、平成13年6月1日から施行する。（役員選考の改正）
- 6 この改正規約は、平成14年2月28日から施行する。（PTA組織変更）
- 7 この改正規約は、平成18年12月15日から施行する。  
（第5章役員・第6章組織・機関の一部改正）
- 8 この改正規約は、平成22年3月10日から施行する。  
（第6章組織・機関、第8章役員を選考の一部改正）

- 9 この改正規約は、平成31年3月13日から施行する。  
(第9章 顧問の新設ほか)
- 10 この改正規約は、令和2年4月1日から施行する。  
(第6章組織・機関、第10章規則・細則の一部追記)
- 11 この改正規約は、令和4年6月1日から施行する。  
(第6章組織・機関の一部改正)
- 12 この改正規約は、令和6年6月1日から施行する。  
(第6章組織・機関の一部改正)
- 13 この改正規約は、令和7年6月1日から施行する。  
(第6章組織・機関の一部改正)
- 14 この改正規約は、令和8年4月1日から施行する(付則15の追加)
- 15 本規約施行の日以前に、旧名称(目黒区立第十中学校PTA会)の名義により行われた会計事務その他の行為は、すべて本会の行為として承継するものとする。(付則の追加)

# 目黒区立第十中学校PTA細則

## 第1章 総則

第1条 本細則は、目黒区立第十中学校PTA規約第22条に基づき、本会の運営について必要な事項を定める。

## 第2章 慶弔

第2条 この規定で、慶弔とは次の場合をいう。

- 1 保護者会員、生徒、教職員とその親族の死亡
- 2 教職員の結婚、教職員またはその配偶者の出産
- 3 教職員の転任および退任
- 4 その他、役員会で認めたもの

第3条 前条第1項の場合の香料は、次の基準による。

1 保護者会員	10,000円
2 生徒	10,000円
3 教職員	10,000円
4 教職員の親族	
配偶者・子	5,000円
父母（配偶者父母を含む）	5,000円

第4条 第2条第2項の場合は、次の金額とする。

1 結婚	5,000円
2 出産	5,000円

第5条 第2条第3項の場合は、記念品を贈るものとする。

第6条 第2条第4項の場合は、原則として内容は、別途実行委員会で協議する。

## 第3章 改正

第7条 本細則の改正は、実行委員会で決議し、総会において報告される。

## 付則

- 1 この細則は、平成9年4月1日から施行する。

○組織図と各部の関係 (令和6年度より家庭教育委員会は、活動休止)

